

掛川市告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

令和7年3月31日

掛川市長 久保田 崇

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名 称 特定非営利活動法人とうもんの会

所在地 掛川市山崎233番地

2 委託した使用料

遠州南部とうもんの里総合案内所の使用料

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで